大島町災害廃棄物等処理計画

［第１回変更］

平成 26 年 6 月

大　島　町

目　次

第１章 はじめに　～処理事業の経過及び実績～ 1
　１．１ 先行事業の実施 2
　１．２ 処理事業本格実施の経過 3
　１．３ 計画目標の達成状況 7
第２章 計画の基本的事項に係る変更 8
　２．１ 処理計画変更の背景 8
　２．２ 災害廃棄物等の処理見込量 8
　２．３ 災害廃棄物等の処理期限 10
第３章 処理計画に係る変更 11
　３．１ 島内における処理処分計画 11
　３．２ 島外搬出計画 13
　３．３ 処理計画の進捗状況（平成 26 年 5 月末日現在） 14
　３．４ 災害廃棄物等の処理の流れと業務範囲 14
第４章 作業計画に係る変更 16
　４．１ 島内業務 16
第５章 実施スケジュール 17
　５．１ 実施スケジュール 17
　５．２ 今後の計画見直し 17

第１章 はじめに　～処理事業の経過及び実績～

平成 25 年 10 月 16 日の台風第 26 号に伴う記録的豪雨により、大島町元町地区を中心に大島島内各所が斜面崩壊等による多大な被害を被った。元町地区では土石流によって膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂（以下「災害廃棄物等」という。）が発生した。

今後の復旧・復興に向けた取組の支障となるこれら災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するため、大島町は、平成 25 年 12 月 5 日に「大島町災害廃棄物処理計画」（以下「当初計画」という。）を策定した。

平成 25 年 12 月 16 日には、島内で処理しきれない災害廃棄物の処理について、特別区長会、東京都との間で、次の基本合意書を締結した。

■大島町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書

特別区長会、東京都大島町及び東京都は、平成 25 年 10 月の台風 26 号に伴い発生した土砂災害により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）のうち島外で処理することが必要かつ可能である災害廃棄物について、当該災害廃棄物が特別区で組織する東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場において円滑に処理されるよう相互に協力することを合意する。

＜処理内容＞

種類	処理期間	処理見込量
可燃性廃棄物 （木くず等）	平成 26 年 1 月から 12 月まで （1 年間）	7,400 トン

その後、平成 25 年 12 月に実施した先行実施事業による災害廃棄物の処理を受けて、平成 26 年 1 月に計画の一部改定を行った。改定を行った計画を基に、平成 26 年 1 月より処理事業の本格実施が進められている。この事業の経過及び 5 月末日現在の災害廃棄物等の処理実績を次に示す。

1.1 先行事業の実施

廃畳・布団及び建設混合廃棄物等の集積場所では、悪臭や粉じん等が発生しており、対策が急務であったため、平成 25 年 12 月中に島外処理を先行実施し、火山博物館駐車場仮置場（当初計画 9 ページの「図２－２　一次仮置場位置図」における②）を解消した。

先行事業の内容は次のとおりである。

1　搬出期間　平成 25 年 12 月 17 日（火曜日）から 12 月 25 日（水曜日）まで

2　搬出場所　大島町元町字神田屋敷（火山博物館駐車場仮置場）

3　搬出計画・実績量

災害廃棄物の種類	搬出量（単位：㌧）		コンテナ搬出基数（単位：基）	
	実績	計画	**実績**	計画
廃畳（繊維類）	**１８．２９**	１９	**5**	4
布団（繊維類）	**５．３５**	１０	**2**	2
建設混合廃棄物	**１２０．１３**	１６０	**３０**	３４
合計	**１４３．７７**	１８９	**３７**	４０

※ 平成 25 年 12 月 19 日の搬出時には、悪天候により、コンテナ 3 基が欠配となった。

4　仮置場の搬出前後の状況

搬出前の状況（平成 25 年 12 月 12 日撮影）

搬出後の状況（平成 26 年 1 月 16 日撮影）

1.2 処理事業本格実施の経過

平成 26 年 1 月より処理事業の本格実施が進められている。平成 26 年 5 月末日現在での搬出・処理の経過及び実績は次のとおりである。

1.2.1 災害廃棄物等の収集・運搬に係る経過

被災現場からの災害廃棄物等集積場所として設置した一次仮置場のうち、優先的に搬出を進めてきた廃棄物混じり土砂置場（当初計画 9 ページの「図２－２ 一次仮置場位置図」における①元町港ヤード、③国民宿舎横及び⑥石井組）について、廃棄物混じりのものの搬出をおおむね平成 26 年 3 月までに完了し、仮置きを解消した。

続いて流木置場（当初計画 9 ページの「図２－２ 一次仮置場位置図」における④大島空港（滑走路脇）及び⑤大島空港（南側））からの搬出を進め、平成 26 年 5 月までに搬出を完了したほか、国民宿舎横仮置場（当初計画 9 ページの「図２－２ 一次仮置場位置図」における③）に残る堆積土砂（国交省事業）についても、同年 6 月に搬出を完了した。

二次仮置場との併設で運用してきたオーレック及び南部土砂採掘跡地の一次仮置場については、既に仮置物の搬出に着手しており、上記の一次仮置場が解消したことに伴い、今後は二次仮置場の処理前ヤードとして運用するため、必要な整備を行った上で二次仮置場に位置付け、平成 26 年 6 月 25 日をもって全ての一次仮置場を解消する。

優先的に搬出を行ってきた一次仮置場の解消に目処（めど）が立ったことから、今後、被災現場に人員、機材を投入し、災害廃棄物等の運搬を加速する。

（１） 一次仮置場からの搬出実績（平成 26 年 5 月末日現在）

整理番号	搬出元	災害廃棄物等の種類	搬出実績(ﾄﾝ)	残量(ﾄﾝ)
①	元町港ヤード	流木等	２，３００	０
		土砂等	５，４９０	０
③	国民宿舎横	コンクリートがら	９０	０
		土砂等	１２，０５０	３，０４０
④	空港（滑走路脇）	流木等	２，７００	０
⑤	空港（南側）	流木等	４９０	０
		合計	２３，１２０	３，０４０

（２） 被災現場からの搬出実績（平成 26 年 5 月末日現在）

整理番号	搬出元	災害廃棄物等の種類	搬出実績(ﾄﾝ)	残量(ﾄﾝ)
	被災現場	流木等	１，７９０	１９０
		土砂等（環境省）	０	１５，６７０
		土砂等（国交省）	１，９９０	５３，２１０
		廃家電等	４０	６０
		建設混合廃棄物	２２０	５９０
		畳･布団等	０	２０
		コンクリートがら	０	１，６５０
		合計	４，０４０	７１，３９０

（３） 市街地の搬出前後の状況

市街地に流入した流木等は、平成 25 年内に一次仮置場へ搬出している。

ア　町営献花台付近

搬出前の状況	搬出後の状況

イ　元町橋付近

搬出前の状況	搬出後の状況

（４） 一次仮置場の搬出前後の状況

ア　①元町港ヤード一次仮置場（平成 26 年 3 月撤去完了）

搬出前の状況 （平成 25 年 11 月 13 日撮影）	搬出後の状況 （平成 26 年 5 月 31 日撮影）

イ　③国民宿舎横一次仮置場（平成 26 年 6 月撤去完了）

搬出前の状況 （平成 25 年 11 月 25 日撮影）	搬出後の状況 （平成 26 年 6 月 20 日撮影）

ウ　④大島空港（滑走路脇）一次仮置場（平成 26 年 5 月撤去完了）

搬出前の状況 （平成 26 年 1 月 29 日撮影）	搬出後の状況 （平成 26 年 5 月 30 日撮影）

エ　⑤大島空港（南側）一次仮置場（平成 26 年 5 月撤去完了）

搬出前の状況 （平成 26 年 1 月 29 日撮影）	搬出後の状況 （平成 26 年 5 月 31 日撮影）

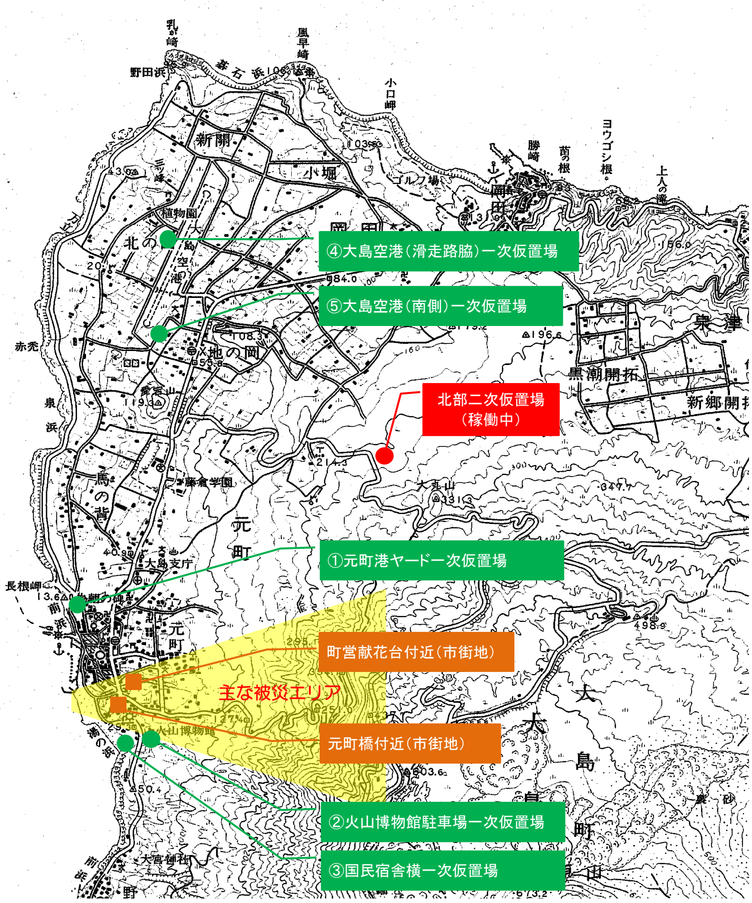

図　１－１　市街地に設置、解消した一次仮置場

1.2.2 災害廃棄物等の島内処理処分に係る経過

島内において処理処分が可能なものは、島内で中間処理、再生利用及び最終処分をすることが原則である。

中間処理については、島内の野増清掃工場（既設）において焼却処理を行っている。野増清掃工場における焼却処理においては、従来の一般廃棄物の処理に比べ、比重が軽く、熱量の高い木くずの処理に当たり、当初計画で予定した処理能力を発揮できず、処理能力の低下が起きている。

再生利用については、被災現場、一次仮置場等における選別作業の結果、金属等の回収量が当初計画を上回っており、再生利用先とした有限会社京塚金属の引取能力を超過して回収に時間を要しており、処理期限内での完了の見込みが立たないことから新たな再生利用先が必要となっている。コンクリートがらについて、現状では一次仮置場からの搬出物を再生利用しているが、今後被災現場からの搬出の進捗状況により、被災家屋基礎等に由来する対象物を順次搬出していく。また、埋め戻し土の再生利用先として、当初計画した南部砂利採掘跡地に加え、町の観光産業課所管で自然回復事業を実施している旧泉津不燃物捨場及び、今回災害で崩落被害のあった国民宿舎横一次仮置場下の崖地の復旧工事において、埋め戻し土の受入要請があり、既に再生利用を行っている。

最終処分については、被災現場等における選別作業において、ガラス・陶磁器等の安定埋立品目が、まとまった量で回収できないことから、最終処分に至っていないが、今後現地で仮置きされている対象物が一定量集積できた段階で順次搬出を行っていく。

（1） 島内処理処分実績（平成 26 年 5 月末日現在）

処理処分方法	対象物の種類	当初計画	処理処分実績（ﾄﾝ）
中間処理（焼却）	可燃性廃棄物（木くず等）	３，０００	３６０
再生利用	金属等	５０	１１０
	コンクリートがら	２，８００	９０
	埋め戻し土※	２８１，０００	１０３，３３０
最終処分	焼却主灰、飛灰処理物など	７００	３０
	ガラス・陶磁器等	１００	０
合計		２８７，６５０	１０６，１００

※埋め戻し土には、関連事業である大島支庁砂防施設等からの対象物を含む。

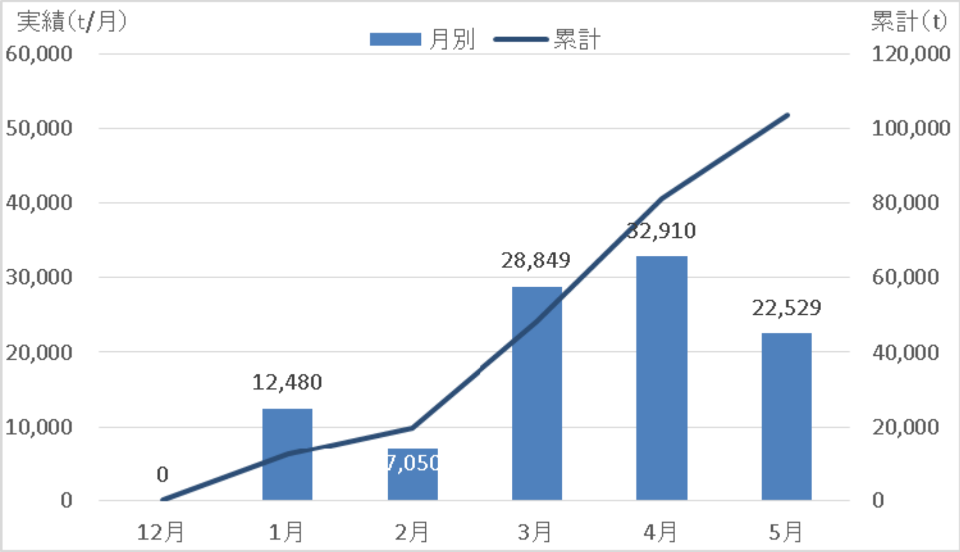

図 1－2 島内処理処分進捗状況

1.2.3 災害廃棄物の島外搬出に係る経過

島内で処理できる災害廃棄物等は町が処理するが、処理見込量の全量を島内で処理することが困難であることから、島内処理が困難な災害廃棄物の処理について、東京都へ支援要請を行った。その後、都と大島町は、協議を行い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 の規程に基づき、「災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」を定め、島外処理に係る事務を都に委託している。この中で、町は島内の港における船舶へのコンテナ積込の荷役までを担い、都は船舶による海上輸送以降の処理を担っている。

災害廃棄物の島外搬出には、環境省が東日本大震災において広域処理に利用した 12ft 災害廃棄物専用コンテナを利用している。予定基数 166 基の全数を平成 26 年 4 月までに島内で受け入れ、運用しており 1 日当たり 40 基（100ｔ超）程度の輸送能力が備わっている。

（１） 島外搬出実績（平成 26 年 5 月末日現在。先行実施事業における実績を含む。）

対象物の種類	当初計画	搬出実績	
	搬出量(ﾄﾝ)	搬出量(ﾄﾝ)	搬出基数(基)
可燃性廃棄物（木くず等）	７，４００	２，１３０	６８１
廃木材	２１，０００	３，８３９	９０６
建設混合廃棄物	４，４００	８０７	２３１
廃畳・布団等	２００	３４	１２
廃タイヤ	—	0	0
合計	３３，０００	６，８１０	１，８３０

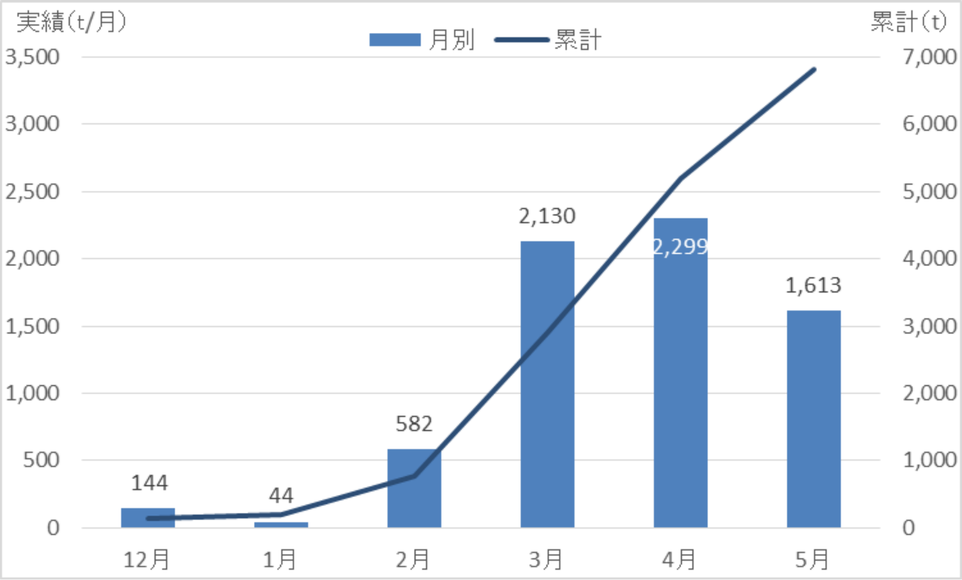

図 １－３　島外搬出進捗状況（先行実施事業(12 月)における実績を含む。）

1.3 計画目標の達成状況

平成 25 年 11 月に町が決定した災害廃棄物等処理方針にのっとり、当初計画で設定した数値目標の達成状況（平成 26 年 5 月末日現在、地域還元率は 25 年度実績）について次に示す。

処理方針	項目	数値目標	実績
②災害廃棄物等は、できる限り島内で全ての処理を行う。	島内処理率	—	９４％
③災害廃棄物等の分別を徹底し、（中略）再資源化に努める。	資源化率	９０％	９８％
④島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者に委託して行う。 ⑤災害廃棄物の島外への運搬は、（中略）定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。	地域還元率	７５％	８３％

第２章 計画の基本的事項に係る変更

２.１ 処理計画変更の背景

平成 25 年 12 月に当初計画を策定し、先行事業の実施による災害廃棄物の処理を受けて、平成 26 年 1 月に一部改定を行った。改定した計画を基に処理事業の本格実施が進められ、平成 26 年 1 月から同年 5 月までの処理実績、現場での新たな知見及び現場測量等調査により、災害廃棄物等の処理残量の見込みについて把握できたことから、災害廃棄物等の処理見込量等の見直しを行ったので、これらの状況を踏まえて、計画を変更するものである。なお、本変更計画に定めのない事項については、当初計画に定めるとおりとする。

２.２ 災害廃棄物等の処理見込量

前章において整理した平成26年5月末日現在での実績及びこれまでの処理事業の本格実施の状況を基に、災害廃棄物等の処理見込量を、表　２－１に示すとおり見直す。

変更後の処理見込量は、①家屋等から発生するものとして約 4,000 トン、②処理が必要な流木等として約 11,000 トン、③選別処理が必要な土砂等として約 101,000 トンを見込む。これは、当初計画で推計した発生量に対し、①家屋等から発生するもので約 1/3、②処理が必要な流木等で 5 割強減少しているのに対し、③選別処理が必要な土砂等は約 3 割増に相当する。

①被災家屋等から発生するものは、被災家屋において住民による自己再建が進んだこと、②処理が必要な流木等は、土地所有者の意向により撤去を希望されないものがあること、処理事業の進捗により残量が精緻に把握できるようになったことなどにより減少している。

一方、市街地上流側で二次被害の誘発が懸念される土砂等について、国土交通省の補助制度（宅地部対象）も利用して撤去を行うことから、③選別処理が必要な土砂等は当初計画に対して大きく増加している。

なお、関連事業として、大島支庁の管理する砂防ダム等の堆積土砂等も表　２－３のとおり見込まれるが、当初計画で予定していた港湾施設からの土砂については、搬出段階でのふるい選別により直接再生利用が可能であることにより、本事業の対象外とする。

表　２－１　災害廃棄物等処理見込量

大項目	中項目	細目	処理見込量（ｔ）	
			当初計画	今回計画
災害廃棄物	①家屋等から発生するもの	建設混合廃棄物、廃畳・布団等、安定埋立品目、コンクリートがら、廃タイヤ、金属	8,000	4,370
	②処理が必要な流木等	木くず	31,400	11,100
土砂等	③選別処理が必要な土砂等	土砂	71,000	101,000
合　計			110,400	116,470

当初計画 4 ページ参照

表 2－2 災害廃棄物等品目別処理見込量

項 目	具体例	処理方法	処理見込量（t）				増減
			A 当初計画	5月末 実績	6月以降 処理見込	B 見込計	B-A
建設混合廃棄物	上記に含まれない被災家屋廃材・廃家具などの可燃系の混合物	島外処理	4,400	810	590	1,400	▲3,000
廃畳・布団等	浸水被害等を受けた廃畳、布団など	島外処理	200	40	20	60	▲140
安定埋立品目	廃プラスチック、ガラス・陶磁器くず	島内処分	200	0	100	100	▲100
コンクリートがら	コンクリート	島内利用	2,800	90	2,410	2,500	▲300
廃タイヤ	廃タイヤ（ホイル付のものを含む。）	島外処理	—	0	10	10	10
廃家電等	家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン)、自動車、石油ストーブなど	島内業者等引取	400	60	40	100	▲300
金属	家屋からの金属製建具、家具等	島内業者引取	(50)※	110	90	200	150
木くず	流木等（木質系の粗大ごみ(約 200 トン)を含む。）	島内処理 島外処理・利用	31,400	6,330	4,770	11,100	▲20,300
土砂	市街地に流入し廃棄物と混在している堆積土砂、泥状物など	島内利用	71,000	30,050	70,850	101,000	30,000
合 計			110,400	37,490	78,980	116,470	6,370

※括弧書き数値は、分別等により回収を見込む内数

項 目	見込量の増減理由
建設混合廃棄物 廃畳・布団等 安定埋立品目 コンクリートがら	被災家屋等において住民による一部自己再建が進んだことによる。
廃タイヤ	被災した自動車から外れたタイヤが見込まれることによる。
廃家電等	修理・修繕の上、再利用が進んだことによる。
金属	資源化率向上のための選別の徹底による。
木くず	土地所有者の意向により撤去を希望されなかったことによる。
土砂	市街地上流側で二次被害の誘発が懸念される土砂等について、国土交通省の補助制度（宅地部対象）も利用して撤去を行うこと、流木等への付着土砂除去の徹底による。

当初計画４ページ参照

表　２－３　関連事業の土砂等処理見込量

項　目	具体例	処理方法	処理見込量（ｔ）
関連事業	砂防ダム等の土砂等	島内利用	109,200

２.３ 災害廃棄物等の処理期限

２．２に示すとおり、災害廃棄物等の処理見込量は、今回の見直しにより災害廃棄物で減少し、土砂等で増加しているが、流木等を含む災害廃棄物について大島支庁の関連事業も含め今後も断続的に搬出が予定されていること、土砂等について必要な選別等処理能力が確保されていることから、今回の計画変更において、当初計画で設定した、島外処理にかかる処理期限を平成 26 年 12 月までとすること及び島内での処理後行う原状復旧を含む全体事業の完了時期を平成 27 年 3 月とすることの変更は行わない。

なお、島外搬出の必要なものについては、処理残量について島内のみで処理が可能となる目処（めど）がついた段階で、処理の品目に応じて搬出完了時期の前倒しを判断する。

第３章 処理計画に係る変更

３.１ 島内における処理処分計画

島内で処理処分が可能なものとして、次に掲げるものを予定する。

当初計画 12 ページ参照

表 ３－１ 中間処理計画

中間処理対象物	中間処理量（ｔ）			中間処理先	管理者
	当初計画	５月末実績	６月以降見込		
可燃性廃棄物（木くず等）	3,000	360	200	野増清掃工場（野増）	大島町

【変更点及び変更の理由】

- **当初計画で予定していた中間処理先のうち、新清掃工場は、島内の家庭や事業所から出る一般廃棄物の量により能力を決定しており、現状で災害廃棄物を処理する余裕がない。また、オーレックの焼却炉は、処理能力が小さく、本来の処理対象である島内の通常産業廃棄物の処理を行った上で、災害廃棄物を処理する余裕がないことから、島内において可燃性廃棄物の中間処理先として利用可能であるのは、既設の野増清掃工場のみである。**
- **既設の野増清掃工場における焼却処理において、従来の一般廃棄物の処理に比べ、比重が軽く熱量の高い木くずの処理を行うに当たって、当初想定の処理能力が発揮できず、現実的に処理能力の低下が起きており、現状故障発生による点検中で復旧の目処（めど）が立たないことから、最大で約２００ｔ（定常時で安定的に処理可能な１カ月分相当）を中間処理量として見込む。**

当初計画 12 ページ参照

表 ３－２ 再生利用計画

再生利用対象物	再生利用量（ｔ）			再生利用先	備考
	当初計画	５月末実績	６月以降見込		
金属等	50	110	90	京塚金属（野増） オーレック（元町）	現地渡し
コンクリートがら	2,800	90	2,410	大島リサイクルセンター（元町）	再生砕石
埋め戻し土	（町搬出）71,000	（町搬出）30,050	（町搬出）70,850	南部砂利採掘跡地、南部し尿処理池（差木地） 旧泉津不燃物捨場（岡田） 国民宿舎下、弘法浜、割れ目火口跡（元町）	
	（支庁搬出）210,000	（支庁搬出）73,290	（支庁搬出）35,910		

【変更点及び変更の理由】

- **金属等の再生処理先として、京塚金属の引取能力を超過したことから、オーレックを追加。**
- **埋め戻し土の再生利用先として、自然回復事業を実施している旧泉津不燃物捨場、南部し尿処理池、割れ目火口跡及び、今回災害で崩落のあった国民宿舎下、弘法浜の復旧工事を追加。**
- **埋め戻し土の再生利用量について、大島支庁管轄の港湾施設等からの土砂を関連事業として計画していたが、搬出段階でのふるい選別により直接再生利用が可能であることにより、本事業の対象外とした。**

当初計画 12 ページ参照

表 3－3 最終処分計画

最終処分対象物	最終処分量（t）			最終処分先	管理者
	当初計画	5月末実績	6月以降見込		
焼却主灰、飛灰処理物など	700	30	120	大島一般廃棄物管理型最終処分場（差木地）	東京都島嶼町村一部事務組合
ガラス・陶磁器等	100	0	100	大島町安定型最終処分場（差木地）	大島町

【変更点及び変更の理由】

- **焼却主灰、飛灰処理物等の清掃工場における焼却処理での生成物は、野増清掃工場の処理能力低下に伴う中間処理量の見直しに合わせて変更**

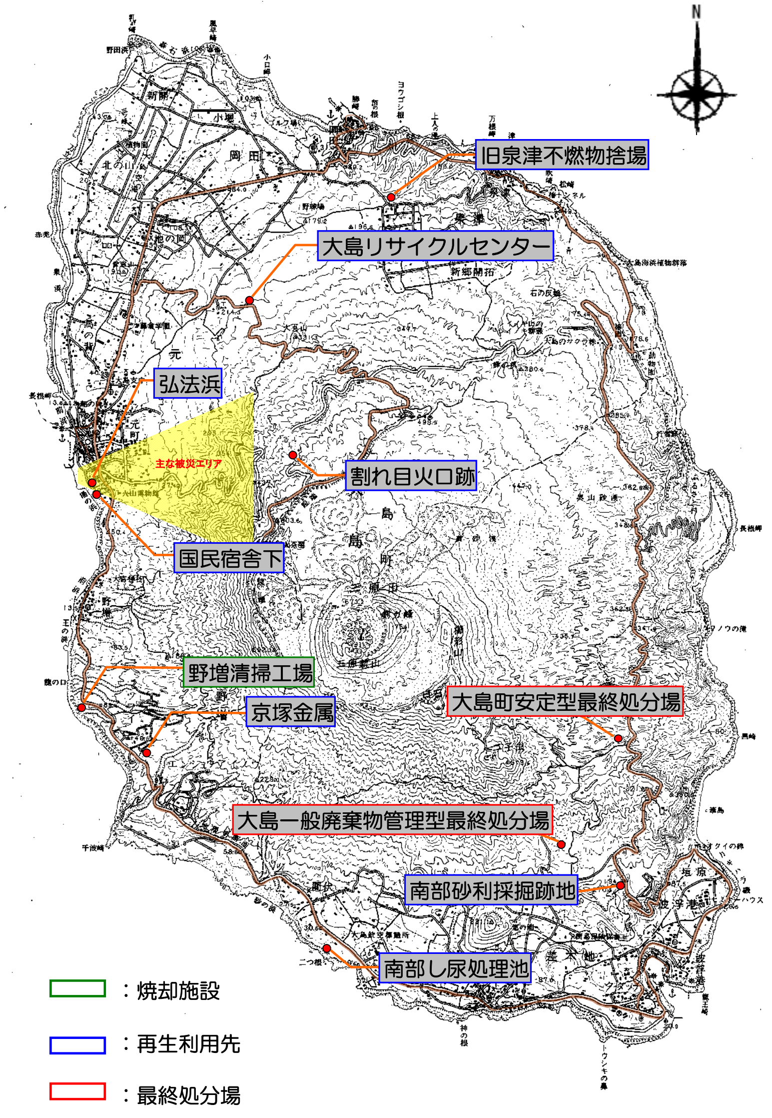

図 3－1 島内処理処分先位置図

【変更点及び変更の理由】

- **中間処理先から、新清掃工場及びオーレック焼却炉を除外。再生利用先として、旧泉津不燃物捨場、国民宿舎下、弘法浜、割れ目火口跡及び南部し尿処理池を追加**

3.2 島外搬出計画

島外搬出の対象物の選別等前処理の状況として、被災現場における「建設混合廃棄物」について、当初計画の策定時の性状と比べ、季節変動により含水率が高まり、また、現場で選別前後の降雨の影響によって、選別効率が低くなり、土砂付着量の増加が見込まれ、さらに、長期間にわたり仮置きしたため、土砂が廃棄物に混入して性状が変化している。

流木等については、再生利用可能なものを「廃木材」として回収し、再生利用できないものは「可燃性廃棄物（木くず等）」として中間処理を行っているが、処理実績に基づく品質管理を徹底することで、さらなる再利用の推進を図る。

上記のことから、「建設混合廃棄物」と「廃木材」の受入基準について、廃木材を粗破砕してコンテナに積み込むなどにより、円滑な搬出が可能となるよう、災害廃棄物の性状及び形状等の一部変更を都に依頼する。

また、当初計画では、島内業者での処理を見込んでいた廃自動車について、被災時に自動車から外れたものと思われる「廃タイヤ」がオーレック一次仮置場に持ち込まれている。「廃タイヤ」はゴムやワイヤーなどの複合素材の処理に専門的なリサイクル処理が必要であるため、島外搬出による処理を都に依頼する。

上記のことを踏まえ、島外へ搬出するものとして、次に掲げるものを予定する。

当初計画 14 ページ参照

表 3－4 島外搬出計画

<table>
<tr><th rowspan="2">島外搬出物の種類</th><th rowspan="2">搬出物の状態</th><th colspan="3">搬出予定量（t）</th></tr>
<tr><th>当初計画</th><th>5月末
実績</th><th>6月以降
見込</th></tr>
<tr><td>建設混合廃棄物</td><td>粗選別後</td><td>4,400</td><td>810</td><td>590</td></tr>
<tr><td>廃畳・布団等</td><td>現状のまま</td><td>200</td><td>40</td><td>20</td></tr>
<tr><td>廃木材</td><td>前処理後</td><td>21,000</td><td>3,840</td><td>2,720</td></tr>
<tr><td>可燃性廃棄物（木くず等）</td><td>前処理後</td><td>7,400</td><td>2,130</td><td>1,870</td></tr>
<tr><td>廃タイヤ（ホイル付）</td><td>現状のまま</td><td>―</td><td>0</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">合　計</td><td rowspan="2">33,000</td><td>6,820</td><td>5,210</td></tr>
<tr><td colspan="2">12,030</td></tr>
</table>

項　目	予定量の増減理由
建設混合廃棄物 廃畳・布団等	被災家屋等において住民による一部自己再建が進んだことによる。
廃木材	土地所有者の意向により撤去を希望されなかった流木等の処理見込量の減少による。
廃タイヤ	被災した自動車から外れたタイヤが廃棄物となっていることが見込まれ、専門的なリサイクル処理が必要であることによる。

3.3 処理計画の進捗状況（平成 26 年 5 月末日現在）

前項までに示した島内及び島外の処理の進捗状況について次に整理する。災害廃棄物について、平成 26 年 5 月末日で約 5 割の処理を達成している。

災害廃棄物の種類	処理見込量（t）		処理実績（t）	処理率※
	当初計画	今回計画		
災害廃棄物（主に流木等）	39,400	15,470	7,440	48%
うち、島外処理分（東京都委託分）	33,000	12,030	6,820	57%
土砂等（島内処理）	71,000	101,000	30,050	30%
合　計	110,400	116,470	37,490	32%

※処理率は、今回計画の処理見込量あたりの処理実績で算定。

3.4 災害廃棄物等の処理の流れと業務範囲

災害廃棄物等の処理の流れについて、平成 25 年 12 月の先行事業の概略を下図に、平成 26 年 1 月からの本格実施以降のフロー図を次ページに示す。

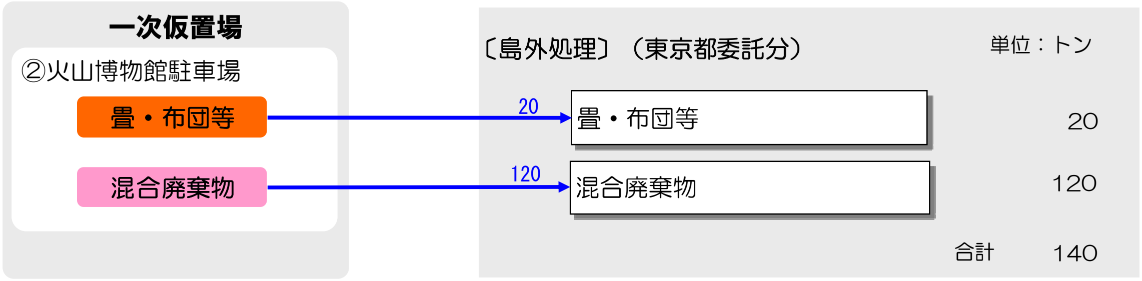

■大島町災害廃棄物処理全体フロー図（本格実施以降）

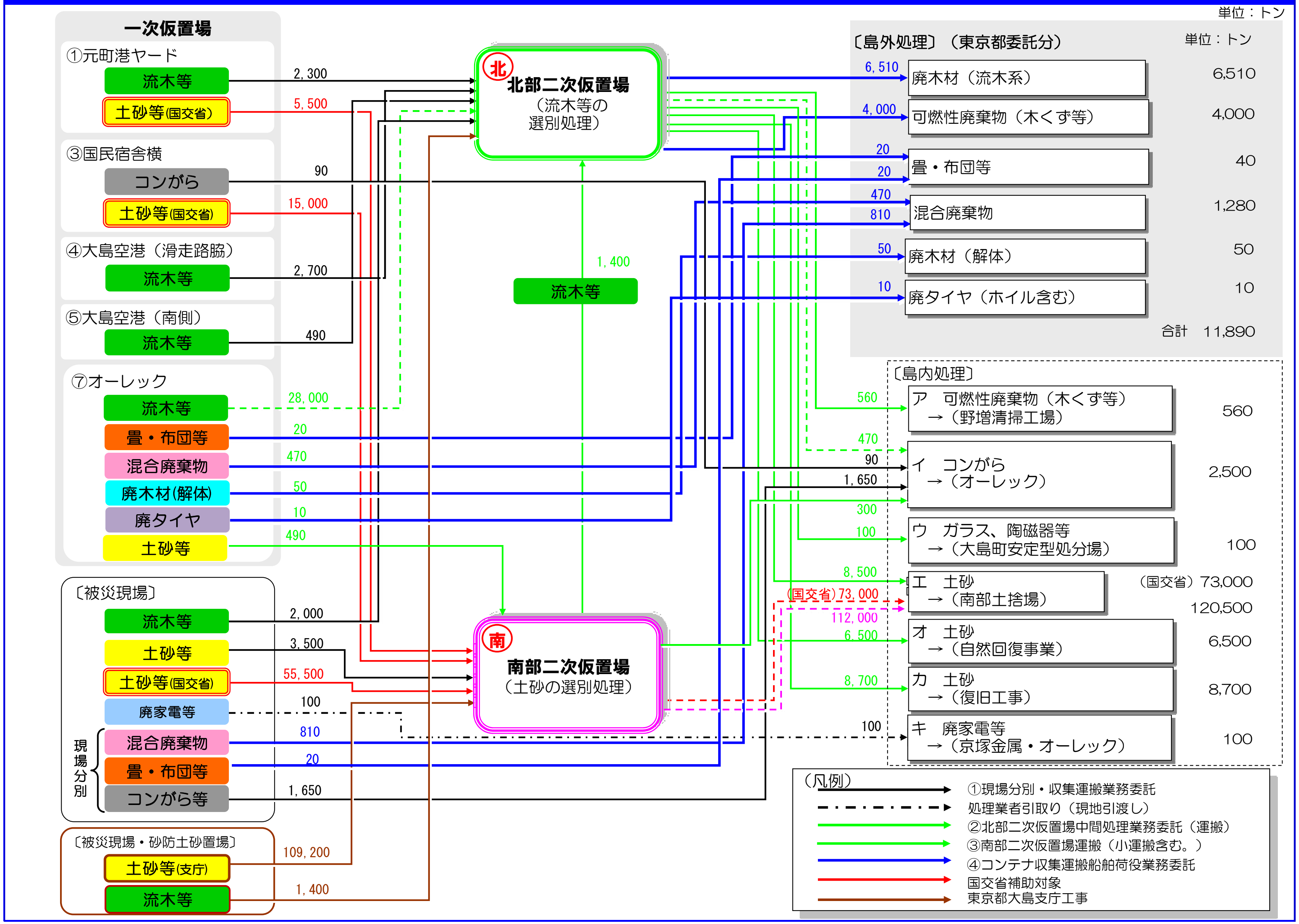

第４章 作業計画に係る変更

４.１ 島内業務

当初計画 16 ページ参照

大島町災害廃棄物等の種類別処理フロー（概要）主な作業分類

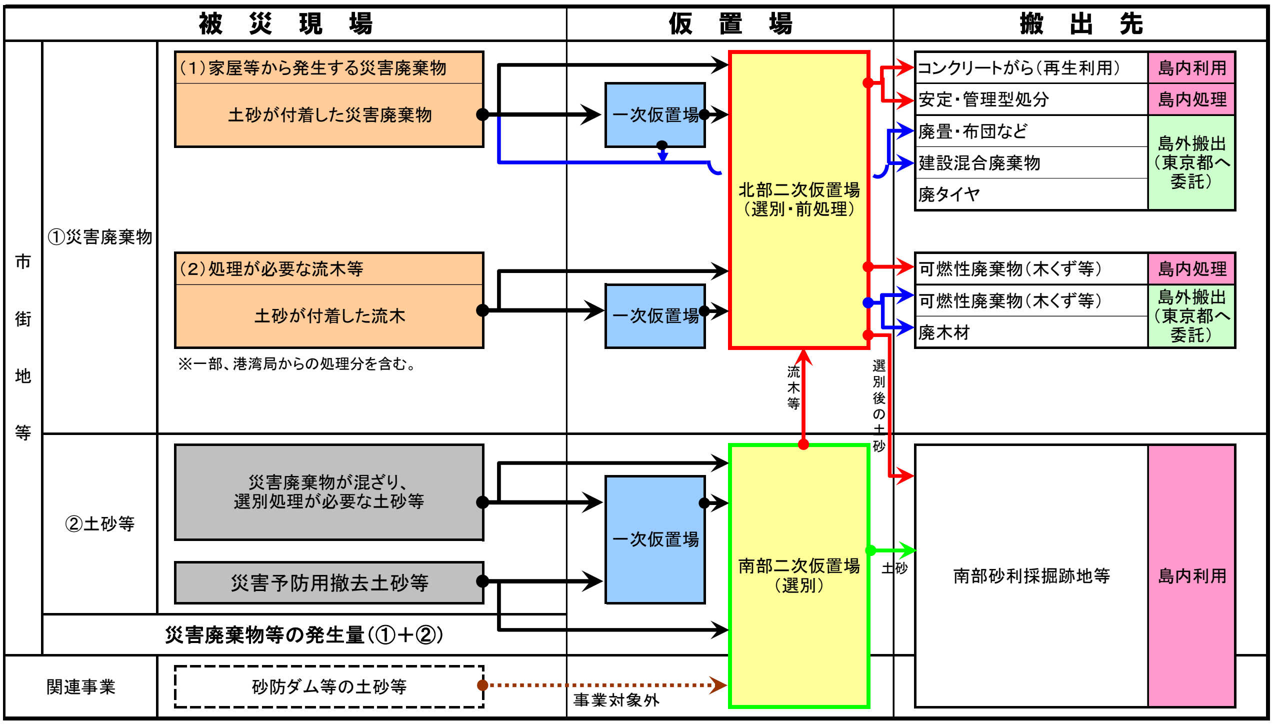

＜作業分類概要＞

No	凡例	業務名称	業務場所
1		大島町災害廃棄物等処理事業 現場分別、収集・運搬業務委託	被災現場及び一次仮置場
2		大島町災害廃棄物等処理事業 北部二次仮置場選別・前処理業務委託	オーレック㈱敷地内（元町字上山315外）
3		大島町災害廃棄物等処理事業 南部二次仮置場選別業務委託	差木地土砂採掘跡地（差木地サド1084外）
4		大島町災害廃棄物等処理事業 コンテナ収集・運搬・船舶荷役業務委託	コンテナ基地（元町1丁目19）及び 元町港（元町1-18-3）・波浮港（波浮港1）・岡田港（岡田5）

【変更点及び変更の理由】

- 市街地上流側で二次被害の誘発が懸念されるため処理対象とした国交省補助制度を利用して撤去・処分する災害予防用撤去土砂等について追加
- 大島支庁管轄の港湾施設等からの土砂を関連事業として計画していたが、搬出段階でのふるい選別により直接再生利用が可能であることにより、本事業の対象から除外
- 廃タイヤを追加
- 元町地区から南部二次仮置場への運搬を行う場合には、大島一周道路の狭あい部の通行が生じるため、一周道路を反時計回りで周回することにより安全を確保する。
- 被災家屋から流出した災害廃棄物は、適切に分別の上運搬し、資源化や適正な処理を行うことが重要であるため、「現場分別」を行うものとした。
- 被災現場における災害廃棄物の現場分別業務において、建設混合廃棄物の受入基準に適合するよう、徹底した選別の実施を追加
- 南部二次仮置場の選別業務において、災害廃棄物の混入具合や泥状などの土砂等の性状の違いに対応するため、選別ラインを２系統設置することを追加

第５章 実施スケジュール

5.1 実施スケジュール

当初計画 20 ページ参照

本変更計画は、次のスケジュールで事業を行う。

災害廃棄物等の処理期限については、当初計画に定めたとおり、平成26年12月までとする。一次仮置場については、先行実施事業で市街地にあるものから優先的に搬出を行い、全ての仮置場を梅雨時期までに解消した。

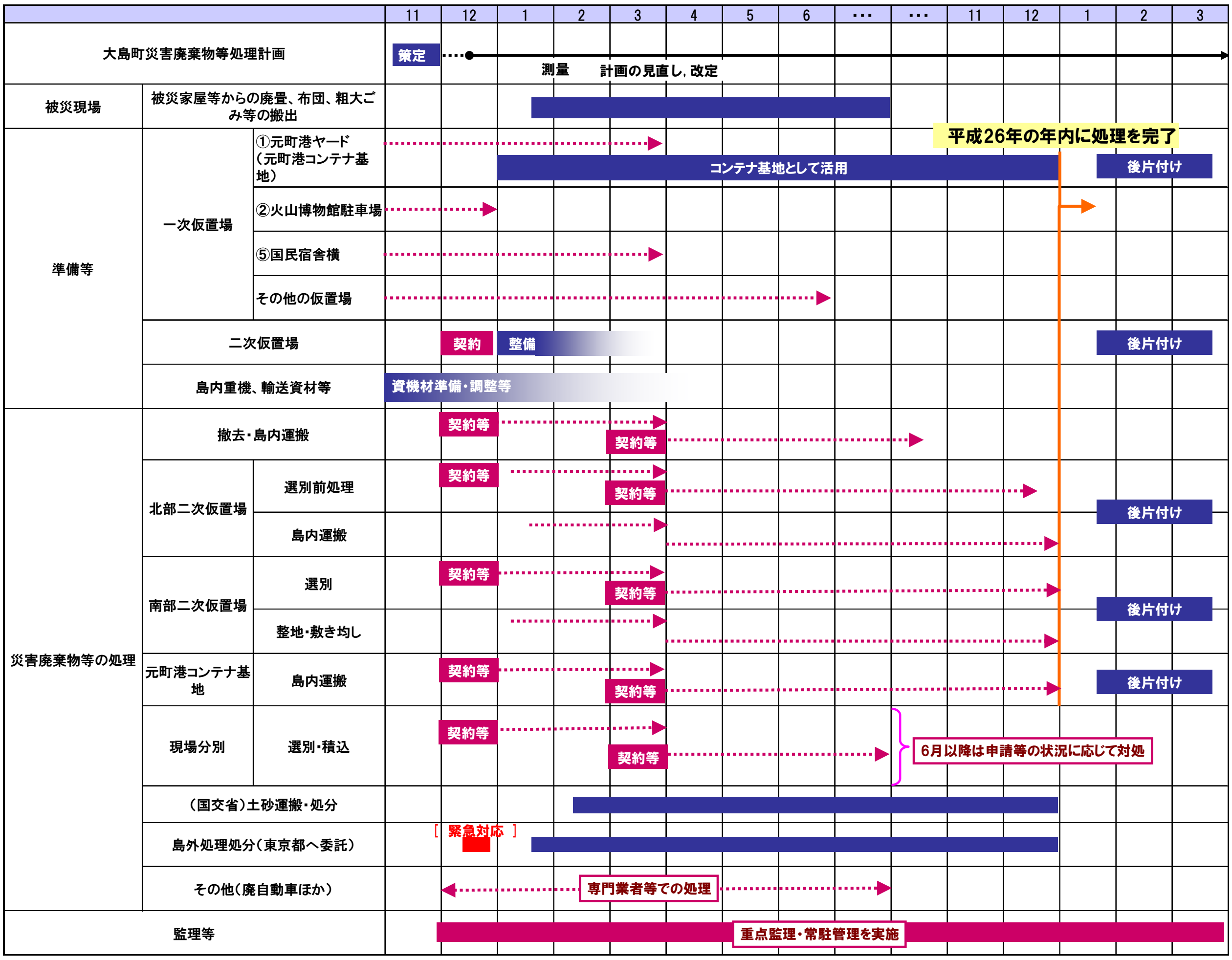

【変更点及び変更の理由】

・市街地上流側で二次被害の誘発が懸念されるため処理対象とした国交省補助制度を利用して撤去・処分する土砂等についても、他のものと同様に年内の処理完了を予定する。

・被災家屋から流出した災害廃棄物は、適切に分別の上運搬し、資源化や適正な処理を行うことが重要であるため、「現場分別」に表現を改める。

5.2 今後の計画見直し

本変更計画は、災害廃棄物等の処理事業が進捗する中で、現場で得られた処理実績等の知見、測量等調査結果を基に災害廃棄物の処理見込量等の見直しを行ったものである。

今後、この変更計画を基に処理事業の進捗を図り、必要に応じて計画の一部を更に変更する場合はあるが、重大な事由のない限り計画の全面的な変更は行わないものとする。